明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件（環境四二）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の公表について（農林水産省）　二五
家畜改良増殖目標の公表について（同）　二六
鶏の改良増殖目標の公表について（同）　三六
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　四一
裁判所
破産、免責、再生関係　四四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効関係　四九
地方公共団体
公債抽せん（東京都区）、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四九
会社その他
会社決算公告　五六

告　示

○環境省告示第四十二号

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）別表第二の備考6及び7の規定に基づき、窒素含有量又は燐（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件（昭和六十年五月環境庁告示第二十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年七月二十七日

環境大臣　小沢　鋭仁

第一中阿寒湖の項を削り、ペケレット湖の項の次に次のように加える。

北海道釧路市　阿寒湖

第一の網走湖の項中「女満別町」を「大空町」に改め、第一の桂沢ダム貯水池の項中「桂沢ダム貯水池」の下に「（桂沢湖）」を加え、第一の有明ダム貯水池の項中「有明ダム貯水池」の下に「（東山湖）」を加える。

第一中パンケ沼の項を削り、モケウニ沼の項の次に次のように加える。

北海道天塩郡幌延町　パンケ沼

第一中浦河ダム貯水池の項を削り、第一の二風谷ダム貯水池の項中「二風谷ダム貯水池」の下に「（二風谷湖）」を加え、同項の次に次のように加える。

北海道浦河郡浦河町　浦河ダム貯水池（うらら湖）

北海道様似郡様似町　様似ダム貯水池（様似湖）

第一の高見ダム貯水池（高見湖）の項中「静内郡静内町」を「日高郡新ひだか町」に改め、第一の浅瀬石川ダム貯水池（虹の湖）の項中「南津軽郡平賀町」を「平川市」に改める。

第一中田光沼の項を削り、飯詰ダム貯水池（不動湖）の項の次に次のように加える。

青森県つがる市　田光沼

第一の姉沼の項中「上北町」を「東北町」に改める。

第一中葛丸ダム貯水池の項を削り、田面木沼の項の次に次のように加える。

岩手県花巻市　葛丸ダム貯水池

第一中内町ため池の項及び伊豆沼の項から富士沼の項までを削り、丸田沢ため池の項の次に次のように加える。

宮城県石巻市　富士沼

宮城県白石市　川原子ダム貯水池

宮城県角田市　内町ため池

宮城県登米市　長沼

宮城県登米市　平筒沼

宮城県登米市及び栗原市　伊豆沼

宮城県登米市及び栗原市　内沼

宮城県栗原市　小田ダム貯水池

宮城県大崎市　上大沢ダム貯水池

第一中鳴子ダム貯水池の項を削り、第一の化女沼ダム貯水池の項中「古川市」を「大崎市」に改め、同項の次に次のように加える。

宮城県大崎市　鳴子ダム貯水池

第一中阿川沼の項の次に次のように加える。

宮城県宮城郡利府町　惣の関ダム貯水池

第一中岩見ダム貯水池の項を削り、「長沼ダム貯水池　宮城県加美郡加美町　秋田県秋田市」を「宮城県加美郡加美町」を「長沼岩見ダム貯水池　宮城県加美郡加美町　秋田県秋田市」に改める。